

岩内町国土強靱化地域計画（案）

令和8年3月

岩 内 町

【目次】

第1章 計画策定の趣旨及び位置付け

1 国土強靱化とは	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置付け	2
4 地域防災計画と強靱化計画	3

第2章 岩内町強靱化の基本的考え方

1 岩内町強靱化の必要性	4
2 岩内町強靱化の目標	4
3 本計画の対象とするリスク	5

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	7
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3 評価の実施手順	8
4 評価結果	8

第4章 岩内町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	9
2 施策推進の指標となる目標値の設定	9

【岩内町強靱化のための施策プログラム一覧】	10
-----------------------	----

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	42
2 計画の推進方法	42

【別表】 岩内町強靱化に関する脆弱性評価	43
----------------------	----

第1章 計画策定の趣旨及び位置付け

1 国土強靱化とは

大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要であります。また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要があります。

このような考え方のもとに、いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するものです。

(出典：内閣官房国土強靱化推進室資料)

2 計画策定の趣旨

(1) これまでの経過

2011年(平成23年)に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

また、岩内町においても、大規模な地震・津波の発生が想定されているほか、過去の経験から豪雨・暴風などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、2013年(平成25年)12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年(平成26年)6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後5年となる平成30年12月及び施行後10年となる令和5年7月に国において基本計画の見直しが行われました。

また、北海道においても国民生活や国全体の経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害のリスク軽減に向け、北海道として貢献していくための取組を推進するとともに、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「北海道強靱化計画」(以下、「道計画」という。)が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備され、策定から5年が経過した令和2年3月及び10年が経過した令和7年3月には道計画の見直しが行われています。

岩内町(以下「町」という。)においても、自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化

を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の持続的な成長を実現するために不可欠であることから、国、北海道、民間事業者、町民等と連携し、これまでの取組をさらに加速していく必要があります。

こうした基本認識のもと、町における強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岩内町国土強靱化地域計画」を令和2年度に策定し、この度、令和7年度で計画期間を終えることから改訂を行います。

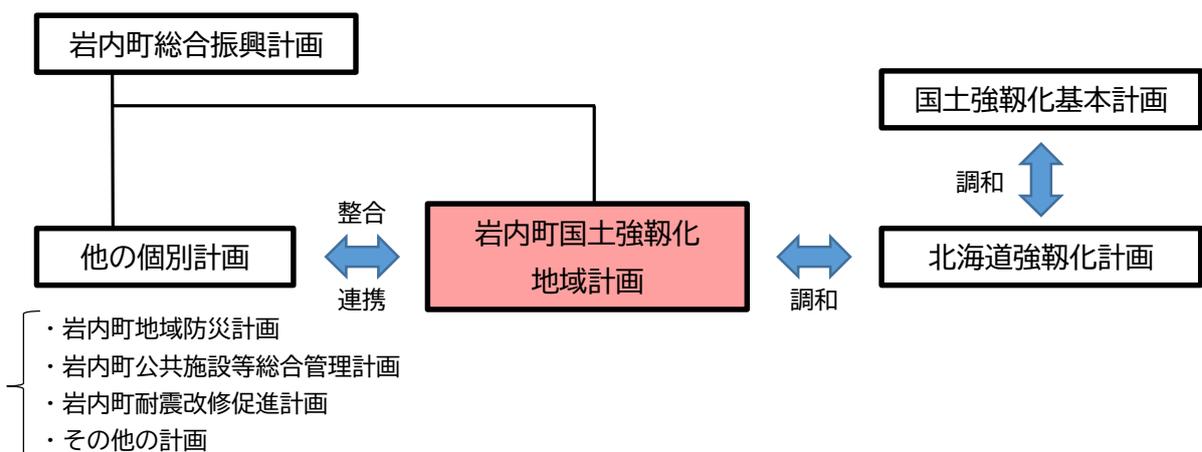
(2) 改訂で踏まえるべき社会情勢の変化

近年、気候変動等に伴い、本町においてもこれまでに経験したことのないような猛暑や大雪などが発生しており、町民の生活にも多大な影響を及ぼしています。また、令和2年1月に、国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症が、瞬く間に世界的に流行したことは記憶に新しく、これまで想定していなかった新たな感染症など、あらゆる事象を想定しなければなりません。一方で、デジタル技術等の進化により、地域や社会のあり方、産業構造が急速に変化しており、これらの技術を活用した防災・減災の取組をより効率的に進めることが重要となります。

このような社会情勢の変化を踏まえて計画を改定します。

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとして位置づけられています。このため、本町における「岩内町総合振興計画」や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策について、中長期的な視点に立って一体的に推進します。



4 地域防災計画と強靱化計画

本町における災害への取組について定めた計画として、地震や洪水など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定め、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた「岩内町地域防災計画」があります。

これに対して本計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となっています。

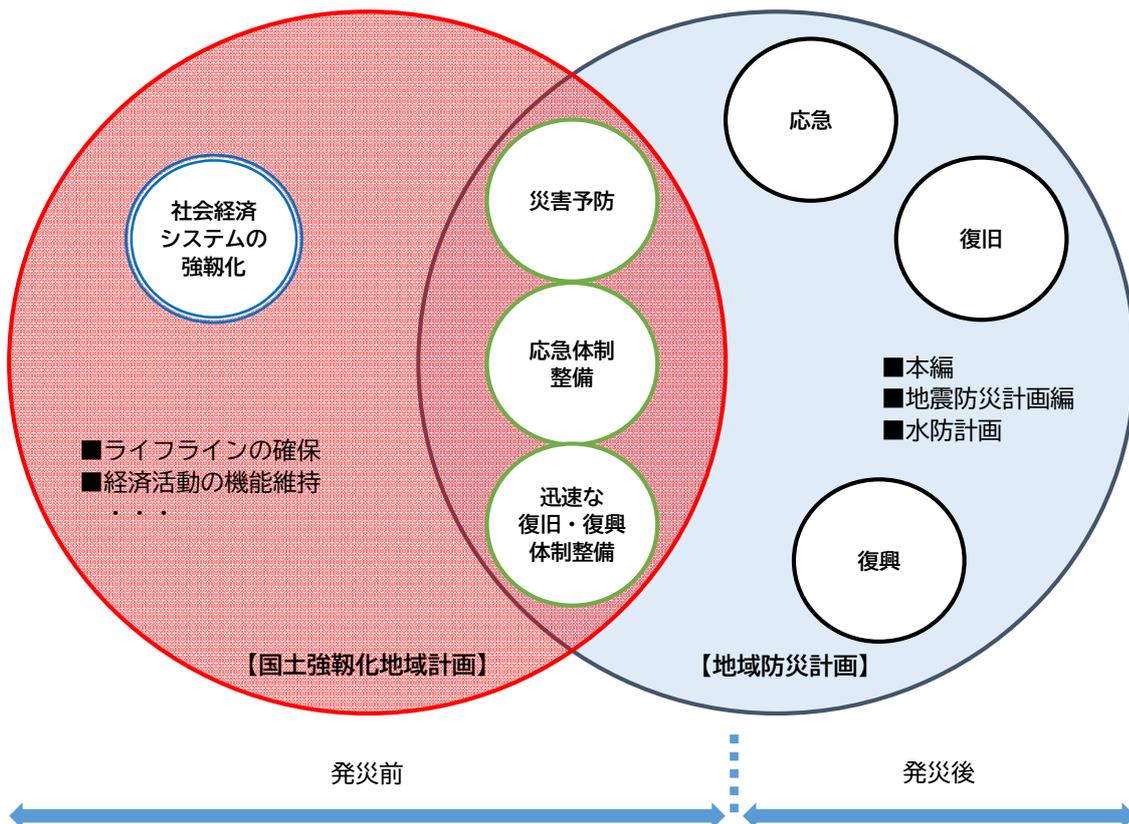
両計画は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として取りまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水等の「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



第2章 岩内町強靱化の基本的考え方

1 岩内町強靱化の必要性

岩内町は人口減少や少子高齢化の進行などの課題が生じているほか、地域住民の安全・安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラの整備・更新が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

このような状況の下、本町においては、地震や津波、豪雨・豪雪など様々な自然災害リスクのほか、泊発電所に関連した原子力災害のリスクが存在しており、これらの災害発生時には、本町が抱える地域課題とも相まって、甚大な被害が生じることも懸念されます。

こうしたリスクに正面から向き合い、災害に対する脆弱性を克服し、強靱なまちづくりを進めることは、将来にわたる町民の安全・安心の確保はもとより、北海道、さらには我が国全体の強靱化を図る上で、不可欠な取組です。

2 岩内町強靱化の目標

岩内町強靱化の意義は、大規模な災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するとともに、北海道や我が国全体の強靱化に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能強化を図ろうとする取組であり、人口減少対策や地域活性化など、平時の政策課題の解決にも有効に作用するものでなくてはなりません。

このため、本町のみならず、国、道、関係市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取組を進めていく必要があります。

以上の考え方から、本町の強靱化を推進するにあたり、国の基本計画に掲げる「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を踏まえ、次のとおり目標を定め、関連施策の推進に努めるものとします。

〈岩内町強靱化の目標〉

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小に留めること
- IV. 迅速な復旧・復興が図られること

3 本計画の対象とするリスク

国の基本計画では、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクについて、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることなどから、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定するとされており、また、北海道強靱化計画においても、対象リスクは大規模自然災害とされています。

こうした国や道の計画におけるリスク設定の考えからを基本としつつ、岩内町全域が泊発電所から半径 30km 圏のUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に含まれる地理的条件を踏まえて、本計画の対象とするリスクは、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般及び原子力災害とします。

岩内町における主な災害リスク

【地震・津波】

○本町における地震・津波被害想定（2024年（令和6年））

- ・最大クラスの地震発生後、第1波の津波が到達する時間は、わずか13分後に野東川河口へ浸水が開始され、さらに14分後には岩内港へ第1波による浸水が開始される。津波による浸水被害が最も拡大するのは、地震発生から40分以上経過後の第3波以降となる。
- ・町全体における最大津波高は刀掛岩付近で15.5mとなり、市街地における津波の最大遡上高は岩内港で6.87m、野東川河口付近で5.16mと想定されており、建物被害及び人的被害が発生する想定となっている。

※参考：北海道「日本海沿岸の地震・津波被害想定」（2025年（令和7年））

〃 「津波シミュレーション」（2017年（平成29年））

○主な被害想定結果

- ・建物被害：最大全壊数 690戸（F06断層／冬・夕方）
- ・人的被害：最大死者数 310人（F14_S12断層／冬・深夜）
最大負傷者数 280人（F12断層／冬・深夜）
- ・避難者総数：最大4,900人（F12、F14_S12断層／冬・夕方）
- ・避難所避難者：最大3,200人（F12、F14_S12断層／冬・夕方）

○過去の被害状況

- ・北海道南西沖地震（1993年（平成5年））：震度5弱
 - ▶ 人的被害等の発生はなかったが、地震による建物一部損壊218戸、津波による漁船損壊8隻
- ・東日本大震災（2011年（平成23年））：震度2
 - ▶ 人的被害等発生なし

- ・北海道胆振東部地震（2018年（平成30年））：震度3
 - ▶ 人的被害等の発生はなかったが、北海道全域での停電（ブラックアウト）による停電時における懸案事項の改善、事前対策が必要。
- ・能登半島地震（2024年（令和6年））
 - ▶ 津波注意報発令。人的被害等はなかったが、岩内町保健センターへ町民37人が自主避難。

【豪雨・暴風雨】

- 平成16年9月に通過した台風18号は、北海道のほぼ全域を暴風域に巻き込みながら日本海沿岸を北上し、各地で最大瞬間風速51mと記録を更新。人的被害の発生はなかったが、建物の一部損壊235戸、田畑流出面積38.9ha。
- 平成22年の大雨では、最大1時間雨量30.5mm、床下浸水128戸の被害を記録した。また、この雨の影響で浄水場の取水口に異常が生じ、37時間にわたり全町が断水したほか、朝日温泉半壊、田んぼ冠水1.2ha、土砂崩れ2か所、運上屋川流域住民22人自主避難。
- 野束川に1時間雨量120mmという「想定しうる最大規模の大雨（国土交通省・浸水想定（洪水、内水）のための想定最大外力設定手法）」が降り、洪水が発生した場合、広範囲に浸水被害が発生する想定。

【豪雪・暴風雪】

- 平成24年に発生した暴風雪により、建物の一部損壊22戸、停電600戸、また、平成28年に発生した暴風雪により1,352戸が大規模停電。

【原子力災害】

- 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、泊発電所を中心として、概ね半径5km圏の予防的防護措置準備区域（PAZ）と概ね半径30km圏の緊急時防護措置準備区域（UPZ）
- 岩内町地域防災計画（原子力防災計画編）において泊発電所から半径30km圏を含む当町においては、町内全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」と定めている。
- 防護措置を実施するにあたり混乱せず適切な行動がとれるよう、原子力災害を想定した避難訓練等を充実させていく必要がある。

【複合災害】

- 本町は、地震、暴風、豪雨、豪雪、原子力災害など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、これら災害が重なって発生する複合災害も想定しなければならない。

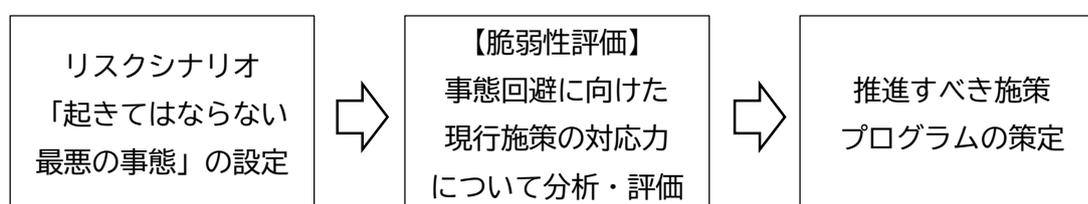
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセス（基本法第9条第5項）であり、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる岩内町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性を評価しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている、「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに後志管内町村と一体的な取組ができるものとします。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行います。

以上のことから、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ6つのカテゴリと、20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅等の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は、巻末の別表「岩内町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり

第4章 岩内町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章の脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す、「岩内町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性の評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず、国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携の下で行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化・代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があるが、分野別計画中、優先される施策に配慮するなかで、本町の強靱化を国・北海道の強靱化へと繋げるため、国土強靱化に関連する分野別計画の方向に沿った取組や「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとします。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、分野別計画等による数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精密な指標ではなく、施策推進に関わる、国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行います。

岩内町強靱化のための施策プログラム一覧

- ・脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・当該施策の推進に関する所管を末尾に【 】書きで記載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある項目に掲載し、それ以外の項目には末尾にと記載する。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 岩内町耐震改修促進計画に定める建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細やかな対策を検討する。
- 計画期間の経過した岩内町耐震改修促進計画について、必要に応じて改定する。
- 小・中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの町民等が利用する公共施設について、耐震化された建物を適正に維持する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・省エネルギーや耐震性に配慮した住宅環境の整備【都市整備】
- ・岩内町住生活基本計画及び岩内町耐震改修促進計画の見直しと、各計画に基づく住宅の耐震化の促進【都市整備】
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業に基づく耐震化の促進【都市整備】

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、岩内町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施するとともに、未策定の個別施設計画については、策定に努める。
- 民間建築物の老朽化対策については、国の支援制度の活用を通じ、空き家の利活用等の促進を図る。
- 公営住宅については、老朽ストックの用途廃止・除却に加え、維持管理住宅の改善等を計画的に実施していく。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・老朽化した保育所（子育て支援センター併設）の整備及び適正な維持管理【子ども未来】
- ・集会施設の適正な維持補修【町民生活】
- ・墓地・墓園の適正な維持補修【町民生活】
- ・霊苑の適正な維持補修【町民生活】
- ・農山漁村地域整備対策【水産農林】
- ・農業基盤施設管理対策【水産農林】
- ・農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【水産農林】
- ・漁業基盤施設管理対策【水産農林】
- ・漁業荷捌き施設等の長寿命化及び防災減災対策【水産農林】
- ・観光施設の老朽化対策【観光経済】
- ・老朽化港湾施設の整備【建設】
- ・立地適正化計画の見直し【都市整備】
- ・老朽化した公営住宅の計画的な用途廃止・除却による管理戸数の適正化【町民生活】
- ・既存公営住宅の計画的な維持修繕・改善による長寿命化及び居住環境の向上【町民生活】
- ・危険家屋の把握と解体助成制度の設計【消防、危機管理】
- ・指定避難所の老朽化対策等の促進【危機管理】
- ・教員住宅の戸数管理（老朽住宅の解体撤去）【総務・学校整備】
- ・教員住宅の適正な維持修繕と居住水準の向上【総務・学校整備】
- ・老朽校舎整備の促進【総務・学校整備】
- ・社会教育施設の適正な維持管理【生涯学習】

（啓発活動等の取組促進）

○火災の未然防止や被害軽減を図るため、引き続き関係機関と連携し、火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】
- ・ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】
- ・広報紙の内容の充実【総務】
- ・広報紙やホームページへの住民参加の拡大【総務】
- ・各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚【町民生活】
- ・防火設備・危険物施設の安全確保と火災の未然防止の取組【消防、危機管理】
- ・住宅用火災警報器の普及【消防、危機管理】
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】

(緊急輸送道路等の整備)

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り、計画的な整備について検討する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・緊急避難道路や避難路の計画的な整備を検討【危機管理】

《指標》	現状値		目標値
・住宅の耐震化率	62.4 % (2015)	➡	95 % (2026)
・福祉避難所の指定	0 か所 (2025)	➡	対象者数を把握して検討
・道路啓開のための民間団体との協定数	1 件 (2025)	➡	必要に応じて締結

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

○土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害を想定した避難訓練、防災ハンドブックを活用した防災出前講座などの実施により、町民の防災意識高揚に努める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）
【消防、危機管理】
- ・高齢世帯の緊急連絡体制、安否確認体制の充実【消防、危機管理】
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】（再掲）

(砂防設備等の整備)

○国及び北海道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所も残されていることから、引き続き国や北海道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請していく。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・農業基盤施設管理対策【水産農林】（再掲）
- ・農業水利施設の長寿命化及び防災減災対策【水産農林】
- ・未来につなぐ森づくり推進事業等による無立木地の解消【水産農林】
- ・間伐材の利用促進【水産農林】
- ・間伐、植林の重要性に対する理解の促進【水産農林】
- ・水源涵養機能・山地災害防止機能の強化
（未立木地への植栽の推進、保安林への指定、治山事業）【水産農林】
- ・生活環境保全機能・文化機能の強化（岩内町森林公園や岩内町総合公園、
岩内町運動公園の環境保全機能を高める生活環境保全林の整備）【水産農林】
- ・森林づくりに対する理解の促進、植林活動への参加促進【水産農林】
- ・森林資源の保全【水産農林】
- ・植林、育林活動への参加促進【水産農林】
- ・急傾斜地の危険防止対策の推進【消防、危機管理】

《指標》

・土砂災害ハザードマップ
作成状況

現状値

更新、
全戸配布済（2022）

目標値

➡ 必要に応じて更新

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

○新たに津波浸水想定及び津波災害警戒区域が指定されるなどの情勢変化があった場合は、津波避難体制を再整備するとともに、津波ハザードマップ及び津波避難計画を見直し、周知する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）
【消防、危機管理】（再掲）
- ・高齢世帯の緊急連絡体制、安否確認体制の充実【消防、危機管理】（再掲）
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】（再掲）

(海岸保全施設等の整備)

○岩内港について、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努める。

岩内港海岸についても、老朽化対策など施設の適切な維持、保全に努めるとともに、関係機関に対しても適切な維持管理を要望する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・海岸保全施設の維持管理及び老朽化対策【港湾】
- ・津波浸水を防ぐための港湾施設の改良整備【港湾】

《指標》	現状値	目標値
・津波ハザードマップ作成状況	更新、 全戸配布済 (2022)	➡ 必要に応じて更新
・津波避難計画作成状況	更新済 (2021)	➡ 必要に応じて更新

1-4 異常気象等による広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に
伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(洪水・内水ハザードマップの作成)

○新たに洪水浸水想定区域が公表された場合は、洪水ハザードマップの更新を行い、周知を行う。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）
【消防、危機管理】（再掲）
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】（再掲）

(高潮ハザードマップの作成)

○新たに高潮浸水想定区域が指定された場合は、高潮ハザードマップを作成し、周知を行う。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）
【消防、危機管理】（再掲）
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】（再掲）

(河川改修等の治水対策)

○北海道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を防止するための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める。また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理に努める。
○ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、道路排水施設の改修や整備を進める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・野束川水系樋門樋管管理対策【水産農林】
- ・農業基盤施設管理対策【水産農林】（再掲）
- ・農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【水産農林】（再掲）
- ・普通河川の河道確保対策及び維持管理（町管理の普通河川）【建設】
- ・普通河川施設の改良整備及び老朽化施設の補修、更新【建設】
- ・水位計、監視カメラなどの設置及び管理【建設】
- ・道路側溝等排水施設の改修【建設】

《指標》	現状値	目標値
・洪水ハザードマップ作成状況	更新、 全戸配布済 (2022) ➡	更新、 全戸配布 (2026)
・高潮ハザードマップ作成状況	未策定 (2025) ➡	策定、 全戸配布 (2026)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、町民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- 気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、要対策箇所に防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するなど、計画的な施設整備に努める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】(再掲)
- ・ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】(再掲)
- ・防雪柵の整備【建設】
- ・近年増加している自然災害に備えた意識啓発【消防、危機管理】

(除雪体制の確保)

- 各道路における管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、相互支援体制を強化する。
- DXを活用した効率的な除雪体制の構築を検討するとともに、老朽化した除雪機械の更新も視野に入れ検討する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・除雪機械の計画的な更新・増強【建設】
- ・除雪ステーションの整備【建設】
- ・市街地流雪溝の老朽化対策【建設】

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

(合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備)

- 一般防災訓練や原子力防災訓練などを通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・ 自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】(再掲)
- ・ 救急救命士の養成【消防、危機管理】
- ・ 広域連携に向けた取組の推進【総務】

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 高度救出活動用資機材の整備、救急車両の更新と資機材の高度化、通信体制の強靱化のほか、地理的特性(積雪・孤立化)を踏まえた搬送・移動能力の脆弱性を克服するため、消防機関における資機材等の更新・配備を計画的に行う。
- 災害弱者や要支援者等を搬送する福祉車両の整備を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・ 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】(再掲)
- ・ ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】(再掲)
- ・ 消防自動車の更新【消防、危機管理】
- ・ 災害弱者や要支援者等を搬送する福祉車両の整備【危機管理】
- ・ 岩内・寿都地方消防組合負担金による財政支援【総務】

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・ 人員の維持・拡充に向けた取組【総務】

(消防団活動の促進)

- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や救助・救出に重要な役割を担う消防団への参加を促進するとともに、消防団の機能強化のため、消防団施設や装備品等の整備・更新等を行う。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・消防団施設や装備品等の整備【総務】

《指標》	現状値		目標値
・一般防災訓練実施回数	1回 (2025)	➡	年1回 (2026~2030) ※現状維持
・原子力防災訓練実施回数	1回 (2025)	➡	年1回 (2026~2030) ※現状維持
・消防の演習等の実施回数	1回 (2025)	➡	年1回 (2026~2030) ※現状維持
・広報誌への自衛官募集記事の掲載	年7回 (2024)	➡	年1回 (2026~2030) ※現状維持
・消防団員数	57名 (2025)	➡	75名 (2030)

2-2 被災地等における医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道、医師会、日本赤十字社等と連携し、災害時医療に係る支援体制の構築を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・北海道及び近隣自治体との連携による医師確保対策【健康づくり】
- ・道内の病院と連携した入院患者受入体制の整備【健康づくり】
- ・救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備【健康づくり、長寿介護、消防】
- ・停電時における在宅難病患者（酸素濃縮器使用者等）と非常用電源設備が完備されている岩内協会病院との連携【長寿介護】
- ・安心して出産ができる環境の整備【健康づくり】
- ・休日医療体制の維持、継続【健康づくり】
- ・町内会、自治会等との連携【町民生活】

(災害時における福祉的支援)

- 高齢独居世帯や重度障がい者など災害時の避難等に支援が必要な人に対応するため、地域福祉委員による支援体制や地域での支援体制の構築を検討する。
- 少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や、共に支え合う地域機能が低下してきていることから、共助の再構築に努めるとともに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行う。
- 高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用する。
- 単身高齢者、認知症高齢者への支援の充実については、「岩内町高齢者保健福祉計画・岩内町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努める。
- 要支援者に対して、民生委員の協力のもと継続して情報更新を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、地域ごと全体できめ細やかな見守り活動や、緊急時の速やかな支援体制の構築に努める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・子どもたちにボランティア意識を醸成する取組【子ども未来】
- ・民生委員協議会等との連携【社会福祉】
- ・社会福祉協議会との連携強化【長寿介護】
- ・災害時における避難行動要支援者の援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新）
【危機管理】
- ・町内社会福祉施設等と連携した受入体制の整備【社会福祉、長寿介護】
- ・一人暮らしの高齢者の生活をサポートする地域住民の取組【長寿介護】
- ・見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【長寿介護】
- ・認知症対策への取組推進（早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり）【長寿介護】
- ・課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全、子育て、高齢者見守りなど）
【危機管理、町民生活、子ども未来、長寿介護】

（防疫対策）

○災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・訪問指導の充実【健康づくり】
- ・エキノコックス症検査の実施【健康づくり】
- ・国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応【健康づくり】
- ・感染症の予防、蔓延防止のため知識や情報の提供【健康づくり】
- ・予防接種の接種率を高めることによる感染症の予防【健康づくり】
- ・医療機関との連携による接種体制の整備・充実【健康づくり】
- ・任意予防接種の助成【健康づくり】
- ・制度周知と受診券等の配布【健康づくり】
- ・ごみ等の防疫対策【町民生活】
- ・有害鳥獣の駆除【町民生活】
- ・町内会、自治会等との連携【町民生活】（再掲）
- ・家畜衛生及び感染症の防疫対策【水産農林】

《指標》

	現状値		目標値
・民生委員の充足率	100 % (2025)	➔	100 % (2030)
・予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	100 % (2024)	➔	100 % (2030)

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、他市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを必要に応じて実施する。
- 地理的に離れた市町村との間の「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含む地域間交流を深めるための取組を検討する。
- 被害想定等を踏まえ、大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用なども含め、そのあり方を多角的に検討する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・町内会、自治会等との連携【町民生活】(再掲)
- ・子育て世帯へのサポート体制づくり(新生児から入学前の子ども達の把握や子育てサークルづくりなど、保健師と保育所、幼稚園との連携)【子ども未来、健康づくり】
- ・民生委員協議会等との連携【社会福祉】(再掲)
- ・一人暮らしの高齢者の生活をサポートする地域住民の取組【長寿介護】(再掲)
- ・見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【長寿介護】(再掲)
- ・認知症対策への取組推進(早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり)
【長寿介護】(再掲)
- ・顔のわかる子育てサポート体制づくり(ブックスタート事業による保健師との連携)
【生涯学習】
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】(再掲)

(非常用物資の備蓄促進)

- 国や北海道の支援制度の活用等を通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。
- 「災害備蓄計画」による、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・空き店舗対策事業の取組推進【観光経済】
- ・農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援
【サポートセンター、観光経済】
- ・防災備蓄品の整備・拡充【危機管理】

《指標》	現状値		目標値
・ 防災関係の協定件数	92 件 (2025)	➡	100 件 (2030)
・ 食料（アルファ化米）の 備蓄状況	6,026 食 (2025)	➡	20,410 食 (2029)
・ 飲料水の備蓄状況	14,840 本 (2025)	➡	26,752 本 (2029)
・ 非常用発電機の備蓄状況	可搬型 7 台 (2025)	➡	可搬型 7 台 (2029)
	蓄電池 2 台 (2025)	➡	蓄電池 2 台 (2030)

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

(避難所等の指定・整備・普及啓発)

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に努めるとともに、北海道避難所運営マニュアルが改正された場合など必要に応じて岩内町避難所運営マニュアルの策定を進める。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。また、今後開設となる道の駅については、建設時に災害に強い施設整備を実施する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を検討する。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。また、今後開設となる道の駅については、建設時に災害に強い施設整備を実施する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・老朽化した保育所（子育て支援センター併設）の整備及び適正な維持管理
【子ども未来】（再掲）
- ・遊具の安全性の維持、計画的な更新【建設】
- ・公園の維持管理・環境美化活動への地域住民の参加促進【建設】
- ・都市公園の適正配置【建設】
- ・指定避難所の老朽化対策等の促進【危機管理】（再掲）
- ・災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）
【消防、危機管理】（再掲）
- ・老朽校舎整備の促進【総務・学校整備】（再掲）

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、防災無線等の多様な媒体を通じた情報の迅速な周知を推進するとともに、民間企業と連携し、冬季における一時避難場所等の周知や勤務地で被災した場合の行動に対する啓発など、帰宅困難者の避難に係る取組に努める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】（再掲）
- ・ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】（再掲）
- ・道の駅等の再整備に向けた検討（国道利用者の緊急避難所）【観光経済】
- ・近年増加している自然災害に備えた意識啓発【消防、危機管理】（再掲）

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブ等の暖房器具の備蓄に努めるとともに、資機材を円滑に扱うための訓練を実施する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・防災備蓄品の整備・拡充【危機管理】(再掲)

(避難所等の生活環境の改善)

○段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、ポータブルトイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における有効な生活環境の整備について促進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・防災備蓄品の整備・拡充【危機管理】(再掲)

(避難住民等への健康への配慮)

○収集した避難者データを基に、避難者の健康状態及び心理状態を把握し、個別のカンファレンス等を実施することで災害時の保健活動を推進する。

○基本的な感染対策を実施するために必要な物資の確保や、健康相談を実施するために必要な医療専門人材の確保等を実現するため、災害対策本部や関係機関との連携を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・災害時の保健活動の推進【健康推進】

(避難住民等の「こころのケア」体制の充実)

○災害時の精神保健活動の支援等を行う人材確保として、DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣体制の充実に向け、関係機関との連携を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・災害時の保健活動の推進【健康推進】(再掲)

《指標》	現状値		目標値
・福祉避難所の指定	0 か所 (2025)	➡	対象者数を把握して検討
・避難所運営マニュアル作成状況	未策定 (2025)	➡	策定 (2030)
・非常用トイレの備蓄状況	簡易トイレ 11台 (2025)	➡	必要数を精査して適宜増量 (2030)

	非常用排便収納袋 3,100 個	(2025)	➡	必要数を精査 して適宜増量	(2030)
・ 段ボールベッド等 簡易ベッドの備蓄状況	段ボールベッド 34 個	(2025)	➡	必要数を精査 して適宜増量	(2030)
	簡易ベッド 38 個	(2025)	➡	必要数を精査 して適宜増量	(2030)
・ パーティションの 備蓄状況	段ボール式 30 枚	(2025)	➡	必要数を精査 して適宜増量	(2030)
	テント式 105 張	(2025)	➡	必要数を精査 して適宜増量	(2030)
・ 毛布類	860 枚	(2025)	➡	必要数を精査 して適宜増量	(2030)

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 町の災害対策本部の機能強化に向け、実動訓練などを通じ、職員の参集範囲や各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法など検証し、必要に応じて見直しを行う。また、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料などの非常用備蓄を計画的に推進する。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など、防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の定期的な点検を実施する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・防災備蓄品の整備・拡充【危機管理】(再掲)

(行政の業務継続体制の整備)

- 役場庁舎や職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限にとどめながら、優先度の高い業務を維持・継続していくため、必要に応じ業務継続計画(BCP)の見直しを実施する。
- ICT(情報システム)の脆弱性については、基幹システムのクラウド化によりデータバックアップの冗長性は一定程度図られている。今後は、訓練等を通じて災害時の運用体制の実効性を担保するための取組を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・判断力や対応能力を養うための職員研修の実施【総務】
- ・広域連携に向けた取組の推進【総務】(再掲)
- ・光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】(再掲)
- ・ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】(再掲)
- ・必要に応じた業務継続計画(BCP)の見直し【総務】

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害時の災害応急体制確保のため、上越市及び深浦町と結ぶ「姉妹都市災害時相互応援協定」を効果的に運用する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・姉妹都市(上越市・深浦町)との交流の推進【総務】

《指標》

	現状値		目標値
・業務継続計画の策定	策定済 (2017)	➔	必要に応じて (2026~ 改訂 2030)

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 企業における経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の町内移転、立地に向け、町の認知度向上や立地条件のPRなどを行い、企業誘致の取組を進める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・誘致活動の推進【観光経済】

(企業の業務継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関と連携し、町内企業におけるBCPの策定や災害に対する事前の備えに向けた取組への支援について検討する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・商工会議所及び中小企業相談所への運営支援（運営費補助金）【観光経済】

(被災企業等への金融支援)

- 災害発生により影響を受けた中小企業等に対し、国及び北海道が実施する金融支援制度や町中小企業振興条例に基づく融資制度などを周知し、事業の早期復旧や経営の安定化を図るため必要な支援を実施する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・町融資制度による融資及び保証料補助金の実施【観光経済】

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

(港湾の機能強化)

○災害時において、経済活動の継続を確保するための物流拠点として、港湾の機能強化を推進することが重要であることから、岩内マリンプランや維持管理計画書に基づき、計画的な整備の検討・実施を進める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・物流機能の強化のための港湾整備【建設】
- ・老朽化港湾施設の整備【建設】(再掲)

(陸路における流通拠点の機能強化)

○災害時においても、陸路における円滑な物資輸送を図るため、国、北海道、各業種関係団体と連携する。また、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等について検討する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・農業経営基盤安定化対策事業の推進【水産農林】
- ・漁業経営基盤安定化対策事業の推進【水産農林】

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食料生産基盤の整備)

○町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、農業施設等の耐震化など、あらゆる防災・減災対策を含め、農業の生産基盤の整備を着実に推進する。

○町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、ICT技術の活用など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・農業基盤施設管理対策【水産農林】(再掲)
- ・農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【水産農林】(再掲)
- ・認定農業者及び中心経営体への利用集積の推進【水産農林】
- ・生産ほ場の団地化【水産農林】
- ・農地流動化対策の促進【水産農林】
- ・農地の保全管理【水産農林】
- ・農地流動化促進事業の実施【水産農林】
- ・施肥管理による低コスト化・生産性の向上【水産農林】
- ・新規作物の試験、研究【水産農林】
- ・栽培技術の普及【水産農林】
- ・耕畜連携による畜産振興(畜産のための飼料作物、飼料用米の生産)【水産農林】
- ・畜産・酪農競争力強化の推進【水産農林】
- ・農地の地力回復支援対策【水産農林】
- ・園芸施設整備支援対策【水産農林】
- ・振興(戦略)作物支援対策【水産農林】
- ・農地所有適格法人などの設立、育成【水産農林】
- ・集落営農組織の確立、推進【水産農林】
- ・認定農業者の育成【水産農林】
- ・農業者相互の交流、情報交換の促進【水産農林】
- ・住民も参加した新規就農者をサポートする体制づくり【水産農林】
- ・農業経営基盤安定化対策事業の推進【水産農林】(再掲)
- ・有害鳥獣の駆除【水産農林】(再掲)
- ・ジビエ利活用の推進【水産農林】
- ・新規就農者対策【水産農林】
- ・労働安全の推進【水産農林】
- ・女性経営者の育成及びサポート支援【水産農林】
- ・外国人人材受入総合支援【水産農林】
- ・漁業基盤施設管理対策【水産農林】(再掲)
- ・漁業荷捌き施設等の長寿命化及び防災減災対策【水産農林】(再掲)

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・水産資源の密漁対策【水産農林】
- ・冷凍・冷蔵・製氷施設の整備【水産農林】
- ・沿岸漁場保全【水産農林】
- ・産卵礁等の漁場整備（磯焼け対策）【水産農林】
- ・サーモン養殖漁業推進【水産農林】
- ・ウニ養殖漁業推進【水産農林】
- ・二枚貝養殖漁業推進【水産農林】
- ・ナマコ栽培漁業推進【水産農林】
- ・鮮度保持による出荷調整の推進【水産農林】
- ・就労環境改善の推進【水産農林】
- ・若手漁業者の人材育成のため研修の推進【水産農林】
- ・漁港維持補修【水産農林】
- ・漁船漁業振興及び流通多角化の推進【水産農林】
- ・後志南部地域ニシン資源増大対策【水産農林】
- ・南後志広域水産業再生対策（浜の活力推進プランの推進）【水産農林】
- ・サケ・マス資源増大対策【水産農林】
- ・ナマコ資源増大対策【水産農林】
- ・漁業経営基盤安定化対策事業の推進【水産農林】（再掲）
- ・水産業競争力強化の推進【水産農林】
- ・観光資源の発掘・磨き上げによるブランディング戦略【観光経済】
- ・サービスの質の向上に向けた人材育成等研修の推進【観光経済】
- ・新事業に取り組む事業者への支援（情報提供等のサポート）【観光経済】

(町産食料品の販路拡大)

○大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時において一定の生産量を確保していくことが必要であり、各種取組を推進するとともに、食の付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など食関連産業の更なる成長につながる取組を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・新規作物の試験、研究【水産農林】（再掲）
- ・栽培技術の普及【水産農林】（再掲）
- ・農畜水産物の付加価値向上【水産農林】
- ・契約栽培、ネット販売等による販路拡大【水産農林】
- ・地産地消の推進【水産農林】
- ・農畜水産物の直売所の開設【水産農林】
- ・農業体験型等農園の開設【水産農林】
- ・北のクリーン農産物表示制度の振興【水産農林】
- ・エコファーマー制度の振興【水産農林】
- ・HACCP制度の振興【水産農林】
- ・HACCP対応施設の整備【水産農林】
- ・農業経営基盤安定化対策事業の推進【水産農林】（再掲）
- ・漁業経営基盤安定化対策事業の推進【水産農林】（再掲）
- ・観光消費の拡大と域内調達率を高めるための取組の推進【観光経済】
- ・観光資源の発掘・磨き上げによるブランディング戦略【観光経済】（再掲）
- ・商店街の魅力を高めるための取組への支援（商店街のリフレッシュ、個店の魅力向上対策）
【観光経済】
- ・地場産業サポートセンター等の研究機関の利活用【サポートセンター】
- ・特産品の開発や地場産品のブランド化の取組、販路の拡大【サポートセンター、観光経済】
- ・農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援
【サポートセンター、観光経済】（再掲）
- ・農水産物などの地域資源を使った特産品づくり（地場で加工できる場所の確保）
【サポートセンター、観光経済】
- ・商店、宿泊施設などでの地場産品の積極的な販売【観光経済】
- ・産学官連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出【サポートセンター】
- ・空き店舗の解消に向けた取組【観光経済】
- ・市街地活性化に向けた空き店舗の利用促進の仕組みづくり【観光経済】

《指標》	現状値		目標値
・農家戸数	29 戸 (2025)	➡	29 戸 (2030)
・耕地面積	348 ha (2025)	➡	348 ha (2030)
・認定農業者への農地集積率	65.7 % (2025)	➡	76 % (2030)

4-4 農地・森林や生態系の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

(森林の整備・保全)

- 森林資源の保全意識の高揚による林業事業体の体質強化と、官民の連携強化による森林の健全化及び多面的・公益的機能発揮の増進を図る
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止策を進める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・未来につなぐ森づくり推進事業等による無立木地の解消【水産農林】(再掲)
- ・間伐材の利用促進【水産農林】(再掲)
- ・間伐、植林の重要性に対する理解の促進【水産農林】(再掲)
- ・水源涵養機能・山地災害防止機能の強化
(未立木地への植栽の推進、保安林への指定、治山事業)【水産農林】(再掲)
- ・生活環境保全機能・文化機能の強化(岩内町森林公園や岩内町総合公園、岩内町運動公園の環境保全機能を高める生活環境保全林の整備)【水産農林】(再掲)
- ・森林づくりに対する理解の促進、植林活動への参加促進【水産農林】(再掲)
- ・有害鳥獣の駆除【水産農林】(再掲)
- ・ジビエ利活用の推進【水産農林】(再掲)
- ・森林資源の保全【水産農林】(再掲)
- ・植林、育林活動への参加促進【水産農林】(再掲)
- ・森林整備による防災減災対策【水産農林】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・農山漁村地域整備対策【水産農林】(再掲)
- ・農業基盤施設管理対策【水産農林】(再掲)
- ・農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【水産農林】(再掲)
- ・農地の保全管理【水産農林】(再掲)
- ・農地流動化促進事業の実施【水産農林】(再掲)

《指標》

・農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織

現状値

岩内東部保全会 (2025)
岩内西部保全会



目標値

岩内東部保全会 (2030)
岩内西部保全会

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報伝達の不備・途絶

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な活用を図るとともに、北海道や他市町村の災害対策本部との連絡員のやり取りなど、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークや衛星携帯電話等の様々な通信手段を活用する。また、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】(再掲)
- ・ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】(再掲)

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における住民の安否情報を、効果的に収集・提供するための体制を構築する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な、防災行政無線をはじめとした、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受け入れ体制を整備する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】(再掲)
- ・ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】(再掲)
- ・広報紙の内容の充実【総務課】(再掲)
- ・広報紙やホームページへの住民参加の拡大【総務課】(再掲)
- ・誰もが参加し、まちづくりの意見交換ができる場づくり【総務課】
- ・住民から寄せられたまちづくりに関する意見への対応の充実
(広報紙やホームページへの掲載など)【総務課】
- ・幼稚園、保育所、学校の連絡体制の確立【子ども未来】
- ・見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【長寿介護】(再掲)
- ・認知症対策への取組推進(早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり)
【長寿介護】(再掲)
- ・電子母子手帳の利用促進【健康づくり】
- ・高齢世帯の緊急連絡体制、安否確認体制の充実【消防、危機管理】(再掲)
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】(再掲)
- ・外国語並びに国際理解教育の充実(外国語指導助手配置)【子ども未来】

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人や観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な人に対応するため、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する個別避難 計画策定などの対策を推進する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画財政】(再掲)
- ・ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画財政】(再掲)
- ・相談支援体制の強化【社会福祉】
- ・一人暮らしの高齢者の生活をサポートする地域住民の取組【長寿介護】(再掲)
- ・見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【長寿介護】(再掲)
- ・認知症対策への取組推進(早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり)
【長寿介護】(再掲)
- ・訪問指導の充実【健康づくり】(再掲)
- ・支援を必要としている親子の早期対応と相談体制の確保【健康づくり】
- ・健康な妊娠期、安全な出産、健やかな成長発達のために切れ目のない相談体制の充実
【健康づくり】
- ・交通安全施設の整備【危機管理】
- ・道路案内標識等の多言語表記【観光経済】
- ・道の駅等の再整備に向けた検討(国道利用者の緊急避難所)【観光経済】(再掲)
- ・観光施設におけるWi-Fi環境整備【観光経済】
- ・町内宿泊施設、飲食店等の受入体制整備【観光経済】

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。
- 広報誌等で防災特集を組むことや防災訓練、防災出前講座の実施により、町民の防災に対する意識の醸成を図る。
- 地域防災力の向上に向け、防災出前講座等を実施し、自主防災組織の結成促進等を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・保育所において実情に応じた避難訓練の実施による防災意識の向上【子ども未来】
- ・災害に対する意識づくり、避難体制の確立(防災計画と津波等ハザードマップの見直し)
【消防、危機管理】(再掲)
- ・自主防災組織の育成、活動支援【消防、危機管理】(再掲)
- ・学校関係者及び児童生徒の災害に対する意識づくり、避難体制の確立【子ども未来】

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

○被災による有線電話や携帯電話など、有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛生携帯電話などの整備を促進する。

《指標》	現状値		目標値
・避難指示等に係る具体的な発令基準の策定	未策定 (2025)	➡	策定 (2030)
・自主防災組織カバー率	1 % (2025)	➡	10 % (2029)
・学校での一日防災学校の実施回数	4 校 (2025)	➡	1 校 (2026~2030)
・一般防災訓練実施回数	1 回 (2025)	➡	年 1 回 (2026~2030) ※現状維持
・原子力防災訓練実施回数	1 回 (2025)	➡	年 1 回 (2026~2030) ※現状維持
・防災講演会の実施回数	1 回 (2025)	➡	年 1 回 (2026~2030) ※現状維持

5-2 長期的なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○再生可能エネルギーの導入拡大に向け、理解促進活動を継続的に実施する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・再生可能エネルギー、省エネルギーの理解促進【企画財政、町民生活】

(石油燃料供給の確保)

○災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者との間の平時からの情報共有や連携の強化を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定【危機管理】

《指標》	現状値	目標値
・施設等への再生可能エネルギーの導入	1 施設 (2025)	→ 3 施設 (2030)

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 「岩内町上下水道耐震化計画」に基づき、水道事業における急所施設の耐震化を推進するとともに、今後の水需要を考慮した施設の更新や維持管理などの計画的な老朽化対策を促進する。
- 「岩内町上下水道耐震化計画」に基づき、重要施設として位置づけた避難所等の21施設に接続する配水管の耐震化を促進する。
- 応急給水拠点の計画的な整備、給水訓練の実施、近隣町村や関連機関との災害時協定締結など、危機管理体制の強化を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・浄水場など急所施設の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業等）【上下水道】
- ・重要施設配水管の耐震化【上下水道】
- ・老朽水道管の更新【上下水道】
- ・水道事業の危機管理体制の強化【上下水道】
- ・応急給水、応急復旧に必要な資器材の備蓄【上下水道】

(下水道施設等の防災対策)

- 応急給水及び応急復旧に必要となる給水タンク、仮設給水栓、給水袋、配水管用継手類などの資器材の備蓄を図るとともに、給水車の配備を促進する。
- 下水道施設の適正な維持・修繕を継続するとともに、「岩内町下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な施設の改築更新を促進する。
- 災害時に備えた下水道BCPについて、国の策定マニュアルの改訂に伴う見直しを進めるとともに、災害時支援体制の構築、関連機関との災害時協定締結など、危機管理体制の強化を図る。
- 激甚化する気象災害や地震への備えとして、可搬式ポンプなどの緊急排水資機材の備蓄を図るとともに、下水道機能を確保するためのマンホールトイレ等の整備を促進する。
- 下水道処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水の適切な処理を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・ストックマネジメント計画の策定及び、終末処理場等の改築更新【上下水道】
- ・下水道事業の危機管理体制の強化【上下水道】
- ・断水・停電時に必要な資器材の備蓄【上下水道】

《指標》	現状値		目標値
・浄水施設の耐震化率	0 % (2025)	➡	100 % (2028)
・重要施設配水管の耐震化率	42.1 % (2025)	➡	54 % (2029)
・下水道ストックマネジメント 計画策定 (第2期分)	未策定 (2025)	➡	策定 (2026)
・下水道ストックマネジメント 計画に基づく機器更新率	0 % (2025)	➡	100 % (2030)

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(交通ネットワークの整備)

○町道について、地域の生活道路として、その整備を推進するとともに、町道の舗装や、橋梁等の構造物については、長寿命化計画等、個別施設計画に基づく補修工事や点検などにより、適切な維持管理を行い、安全・安心で円滑な通行の確保に努める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・路線バスの維持確保対策【企画財政】
- ・避難路等の整備【建設】

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

○落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も引き続き計画的な整備を実施していく。また橋梁の耐震化については、必要性を検討した中で、整備を検討していく。

○橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、長寿命化計画等、個別施設計画に基づく補修工事や点検などにより、適切な維持管理を行い、安全・安心で円滑な通行の確保に努める。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・学童及び未就学児が移動する道路の安全確保【建設】
- ・国道 229 号における海岸線の越波、浸食対策の促進【建設】
- ・道路附属物の更新、補修【建設】
- ・市街地道路の改良【建設】
- ・市街地道路のバリアフリー化【建設】
- ・町道の維持補修【建設】
- ・橋梁の点検・橋梁長寿命化計画に基づく補修工事の促進【建設】

《指標》	現状値		目標値
・町内を經由する高速・路線バスの路線維持	4 路線 (2025)	➔	4 路線 (2030)
・橋梁の予防保全率	100 % (2025)	➔	100 % (2030)

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅等の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 岩内町地域防災計画において「災害廃棄物処理計画」に基づき大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制構築を支援するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・防災計画に規定する廃棄物処理計画において対応（防災計画の見直し）

【消防、危機管理、町民生活】

(地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるため、土地境界の把握に必要な地籍調査の推進を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・地籍調査の実施【都市計画】

(市町村における市街地復興体制の強化)

- 災害後の早期の復旧・復興事業の着手及び職員の業務の負担軽減、被災後のまちの復興を早めることにつなげる目的で、事前復興まちづくり計画の策定を検討する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

- ・事前復興まちづくり計画策定の検討【都市整備】

《指標》	現状値		目標値
・災害廃棄物処理計画の策定状況	未策定 (2025)	➔	策定 (2030)
・岩内町地積調査事業全体計画図の作成状況	未策定 (2025)	➔	策定 (2030)

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○岩内建設業協会とは岩内町所管公共施設における災害時の協力体制に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生等により町職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、岩内建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・岩内町所管公共施設における災害時の協力体制に関する協定【危機管理】

(行政職員の活用促進)

○災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、北海道及び他市町村との行政職員の相互応援体制を強化する。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

・資質向上のための職員研修の実施【総務】

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○町民の自治意識の高揚と主体的な活動がより一層円滑に推進されるよう、組織の育成・支援を行うとともに、活動や協議の場の提供に努める。

○環境美化、景観形成、地域福祉、自主防災等の地域コミュニティ活動の促進に取り組む。

○災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、生活交通の確保に取り組むとともに、様々な媒体を通じた広報活動により、自助及び共助の意識付けを図り、平時より各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。

《推進施策》※末尾の【 】内は所管名

《指標》	現状値		目標値
・国勢調査の建設就業者における15～29歳の構成比	9.9 % (2020)	➡	9.9 % (2030)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

岩内町の強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、本町の内外における社会情勢の変化や、強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要になることから、本計画の推進期間は令和8年（2026）4月から令和13年（2031）3月までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、社会情勢の変化などにより計画の見直しが必要となった場合や、国土強靱化に関連する本町の分野別計画において見直し及び改訂が行われた場合は、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

2 計画の推進方法

（1）施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制の下で施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

そのため、施策プログラムの推進にあたっては、町内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進に繋がります。

（2）PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や、国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進に繋がっていくという PDCA サイクルを構築し、本町強靱化の継続的な改善・向上を図ります。

【別表】 岩内町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校の耐震化は終了しているが、社会福祉施設等、不特定多数の方が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等は、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの用途廃止・除却に加え、維持管理住宅の改善等を計画的に実施していく必要がある。

(啓発活動等の取組促進)

- 火災の未然防止や被害軽減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り、計画的に整備を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

・住宅の耐震化率	62.4%	(2025)
・福祉避難所の指定	0か所	(2025)
・道路啓開のための民間団体との協定数	1件	(2025)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

○土砂災害警戒区域の指定は済んでいる状況であり、防災ハンドブックにより、同区域の周知も図っているが、区域内の住民等に対し、引き続き周知を進めて行く必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

○国及び北海道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所も残されていることから、引き続き国や北海道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

【指標(現状値)】

・土砂災害ハザードマップ作成状況 更新、全戸配布済 (2022)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

○北海道における津波浸水想定の設定に基づき、津波ハザードマップを作成し防災ハンドブックに登載済であるが、今後新たな津波浸水の想定が設定され、警戒区域の見直しがなされるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しや避難体制の再整備も想定される。

○津波発生時の避難対策に不可欠な避難計画を策定しているが、今後、津波浸水想定区域の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画の改訂も想定される。

(海岸保全施設等の整備)

○港湾施設を含む海岸保全施設等の計画的な維持管理と老朽化対策や津波対策のための改修に努めるとともに、国や北海道に対し施設整備を要望する必要がある。

【指標(現状値)】

・津波ハザードマップ作成状況 更新、全戸配布済 (2022)

・津波避難計画作成状況 更新済 (2021)

1-4 異常気象等による広域的な洪水・高潮、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

○近年、増加しているゲリラ豪雨等の状況から、運上屋川及びポン岩内川におけるハザードマップは作成済であるが、今後、流域の住民に対し、周知を図っていく必要がある。

(高潮ハザードマップの作成)

○現在、北海道において、高潮浸水想定区域の指定を進めているところであり、岩内町内にも指定が見込まれる区域がある。

指定されると、高潮ハザードマップの作成義務が生じるが、現時点では未作成である。

(河川改修等の治水対策)

○北海道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を防止するための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。

○ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、道路排水施設の改修整備を進める必要がある。

【指標(現状値)】

- | | | |
|----------------|----------|--------|
| ・洪水ハザードマップ作成状況 | 更新、全戸配布済 | (2022) |
| ・高潮ハザードマップ作成状況 | 未策定 | (2025) |

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

○通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

○各道路管理者（国、北海道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化、人材の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策として、除雪機械の更新や更なる連携・協力体制の構築が必要である。

【指標(現状値)】

なし

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

○地域防災計画の推進などにおいて関係行政機関の連携を図っており、今後も一般防災 訓練や原子力防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊などと関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備)

○北海道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連絡体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

○救出救助活動の迅速化を図る観点から、消防の救命・救急・救助活動に用いる資機材の整備が必要である。合わせて消防団の装備を充実する必要がある。

○災害弱者や要支援者等を搬送する福祉車両の整備を図る必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

○北海道に所在する陸上自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が不足した場合、災害発生時における対応に遅れが生じ、被害が拡大することが懸念されるため、人材の確保等に可能な範囲で協力する必要がある。

(消防団活動の促進)

○町における地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・一般防災訓練実施回数	1回	(2025)
・原子力防災訓練実施回数	1回	(2025)
・消防の演習等の実施回数	1回	(2025)
・広報誌への自衛官募集記事の掲載	年7回	(2025)
・消防団員数	57名	(2025)

2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

(被災時の保健医療支援体制の強化)

○北海道では、災害拠点病院に求められている自家発電の設備及び耐震化整備について、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など、災害拠点病院の機能を確保するため、未整備病院の自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備、耐震改修など、所用の対策を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

○北海道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害ケア派遣チーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、52法人、101施設にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に、広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

○被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や、人的・物的支援を充実する必要がある。

(防疫対策)

○災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、対象者が平時から定期的予防接種を適切に受けられる体制を構築するとともに、避難所における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

・民生委員の充足率	100%	(2025)
・予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	100%	(2024)

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連絡体制の整備)

- 岩内町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ、医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効果的に行えるようにする必要がある。
- 官民の連絡体制の充実・強化を図っていく必要がある。
- 関係機関と連携した、ボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を促進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、北海道などと連携し、啓発活動に取り組む必要がある。
- 「災害時備蓄計画」による、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・ 防災関係の協定件数	92 件	(2025)
・ 食料（アルファ化米）の備蓄状況	6,026 食	(2025)
・ 飲料水の備蓄状況	14,840 本	(2025)
・ 非常用発電機の備蓄状況	可搬型 7 台	(2025)
	蓄電池 2 台	(2025)

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 避難場所等については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な、福祉避難所の更なる指定についても促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 積雪・低温など、北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における避難困難者対策が必要であり、一時待避所の確保と、その周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 地域における冬の積雪・低温等の厳しい自然条件を踏まえ、避難所等における冬季防寒対策として毛布、ストーブ等の資機材の備蓄を進めており、今後も確保に努めるとともに、災害時に資機材を円滑に扱えるよう訓練を実施する必要がある。

(避難所等の生活環境の改善)

- 段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、ポータブルトイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における有効な生活環境の整備について促進する必要がある。

(避難住民等への健康への配慮)

- 避難者の受入時に避難者受入一覧及び避難者名簿の作成を行い、要支援・要医療・要介護・体調不良者等の情報収集を行う必要がある。
- 避難所の基本的な感染対策を実施するためにマスク・消毒液等必要な物資の確保、保健師等医療専門職による健康相談を実施するための人材を確保する必要がある。

(避難住民等の「こころのケア」体制の充実)

- 災害時において、被災者や支援者（被災自治体職員など）への精神保健活動を行うための人材を確保する必要がある。

【指標(現状値)】

・福祉避難所の指定	0 か所	(2025)
・避難所運営マニュアル作成状況	未策定	(2025)
・非常用トイレの備蓄状況	簡易トイレ 11 台	(2025)
	非常用排便収納袋	(2025)
	3,100 個	
・段ボールベッド等簡易ベッドの備蓄状況	段ボールベッド 34 個	(2025)
	簡易ベッド 38 個	(2025)
・パーティションの備蓄状況	段ボール式 30 枚	(2025)
	テント式 105 張	(2025)
・毛布類の備蓄状況	860 枚	(2025)

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

○被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、岩内町地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

○大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など、防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の定期的な点検を行う必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

○災害対応拠点となる役場の機能維持を図る観点から、業務継続体制（BCP）を整備・充実する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制を継続する必要がある

【指標(現状値)】

・業務継続計画の策定

策定済 (2017)

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

○東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

○中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

○国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた、中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標(現状値)】

なし

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 災害時において、経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を港湾が担うためには、平時よりターミナル機能の強化や船舶の大型化等、物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進することが必要である。
- 大規模災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、国直轄事業において計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、管理者による一層の計画的整備の促進が求められる。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても、陸路における円滑な物資輸送を図るため、国、北海道、各業種関係団体と連携し、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標(現状値)】

なし

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策なども含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(町産食料品の販路拡大)

- 大規模災害時において、食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値などによる農水産物の販路拡大など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

・ 農家戸数	29 戸	(2025)
・ 耕地面積	348 ha	(2025)
・ 認定農業者への農地集積率	65.7%	(2025)

4-4 農地・森林や生態系の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大規模災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における、土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出などの防止効果など、国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- | | | |
|------------------------------|--------------------|--------|
| ・農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織 | 岩内東部保全会
岩内西部保全会 | (2025) |
|------------------------------|--------------------|--------|

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道及び関係機関と情報共有を図り住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における住民の安否情報を、効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な、防災行政無線をはじめとした、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受け入れ体制の整備が必要である。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、外国人や観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から外国人や観光客を守る受入体制の整備が必要であり、特に、外国人については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、外国人の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を整理し、支援者として町内会・自治会及び民生委員の協力のもと、災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう支援体制の構築に向けた検討が必要である。

(地域防災活動、防災教育推進)

- 学校教育において、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域や学校の実情に応じた実践的な避難訓練を実施しているところであるが、今後も一層の効果的な取組を行う必要がある。
- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 被災による有線電話や携帯電話など、有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話などの整備を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・ 避難指示等に係る具体的な発令基準の策定	未策定	(2025)
・ 自主防災組織活動カバー率	1 %	(2025)
・ 学校での一日防災学校の実施回数	4 校	(2025)
・ 一般防災訓練実施回数	1 回	(2025)
・ 原子力防災訓練実施回数	1 回	(2025)
・ 防災講演会の実施回数	1 回	(2025)

5-2 長期的なエネルギー供給の停止**【評価結果】****(再生可能エネルギーの導入拡大等)**

○北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。

(電力基盤等の整備)

○北本連系設備については、2019年3月から90万kWに容量が拡大されたが、中長期的視点から、より安定した電力需給に資する地域間連携線の増強について、国の主導の下での新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。

(石油燃料供給の確保)

○北海道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売り団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有などの連携強化を図るとともに、本町で締結している石油業協同組合との協定を継続する必要がある。

【指標(現状値)】

・ 施設等への再生可能エネルギーの導入	1 施設	(2025)
---------------------	------	--------

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化を加速化する必要がある。また今後更新期を迎える施設については、水需要予測などを考慮した施設の更新や維持管理など、老朽化対策を促進することが必要である。
- 災害時においても給水機能を確保するため、指定避難所や防災関連施設、基幹医療施設などの重要施設へ接続する配水管の耐震化を推進する必要がある。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、応急給水体制の構築と受援体制の整備に向けて防災機能強化を図る必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、応急給水用資材や応急復旧用資材の備蓄が必要である。
- 災害時においても下水道機能を確保するため、今後増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 災害時に下水道機能を早期回復を目的とした業務継続計画(BCP)の整備により災害時の危機管理体制を強化する必要がある。
- 災害時の断水・停電時における防災・減災の取り組みとして、必要な資器材を備蓄し、バックアップ体制を強化する必要がある。
- 災害時における水質維持保全のため、生活排水の公共用水域への流出を防止する必要がある。

【指標(現状値)】

・浄水施設の耐震化率	0 %	(2025)
・重要施策配水管の耐震化率	42.1 %	(2025)
・下水道ストックマネジメント計画策定(第2期分)	未策定	(2025)
・下水道ストックマネジメント計画に基づく機器更新率	0 %	(2025)

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

(交通ネットワークの整備)

○大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路（後志自動車道）と町をつなぐアクセス道路の整備のほか、公共施設と避難路を結ぶ道路の改良、地域間を連結する緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

○落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も引き続き計画的な整備を行う必要がある。また橋梁の耐震化についても、計画的な整備を行う必要がある。

○橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標(現状値)】

・ 町内を經由する高速・路線バスの路線維持 （代替交通「岩宇地域海岸線」含む）	4 路線	(2025)
・ 橋梁の予防保全率	100 %	(2025)

6 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅等の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

○災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築するため「廃棄物処理等計画」に基づき対応する必要がある。

(地籍調査の実施)

○災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、調査等の推進を図る必要がある。

(市街地復興体制の強化)

○大規模災害が発生した際は、応急復旧や被災者対応に追われ、復興計画の早期策定が困難となることが予測されるため、あらかじめ復興の課題を想定し、まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題や課題解決の方策をとりまとめる必要がある。

【指標(現状値)】

- | | | |
|-----------------------|-----|--------|
| ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 | 未策定 | (2025) |
| ・ 岩内町地籍調査事業全体計画図の作成状況 | 未策定 | (2025) |

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や、道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、岩内建設業協会等との協定に基づく対策を構築する必要がある。

(行政職員の活用促進)

○道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、北海道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○人口減少や高齢化に伴う生活機能の低下、交通手段の不足など問題が生じている地域については、集落機能の維持・確保及び防災体制の確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

【指標(現状値)】

・ 国勢調査の建設業就業者における 15～29 歳の構成比 9.9 % (2020)